

さいたま市子育て支援策検証業務 企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「さいたま市子育て支援策検証業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 子ども未来局 子ども育成部 子ども政策課 企画係 ※令和6年4月1日からは子ども・青少年政策課 企画係となります。
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (さいたま市役所2階)
TEL	048-829-1909
メールアドレス	kodomo-seisaku@city.saitama.lg.jp ※令和6年4月1日からは kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp となります。

※本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

1 業務の目的及び概要

「さいたま市子育て支援策検証業務 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 令和6年3月22日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「検査・測定・調査」又は「計画策定」で掲載されている者であること。
- (2) 国又は地方公共団体と令和元年度以降に子ども・子育て分野の計画策定又は特定の施策にかかる検証業務を元請で契約し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (4) 令和6年3月22日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企

業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

4 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（様式1～3）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市子育て支援策検証業務 企画提案の募集について】

(3) その他

- ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。
- イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。
 - ア) さいたま市契約規則
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】
 - イ) さいたま市業務委託契約基準約款
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

5 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、**7 質問及び回答**を参照してください。

6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

(1) 提出書類

「別表3 提出書類一覧」中のNo1を参照してください。

(2) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送【必着】により提出することとします。

(3) 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(4) 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和6年4月12日（金）付で発送します。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、4 資料及びその交付方法にて市（業務主管課）が提示する「様式2 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・（提案者名）】さいたま市子育て支援策検証業務」としてください。

（例：プロポ【質問・（さいたま希望会社）】さいたま市子育て支援策検証業務）

これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和6年4月9日（火）までに、さいたま市ホームページ

上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市子育て支援策検証業務 企画提案の募集について】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案項目を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送【必着】により提出することとします。

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア **11 提案者の失格** に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

- (6) プロポーザルの評価にあたって、「(3) 企画提案書等の受理」を行った事業者が 6 者以上の場合は 1 次審査として提案書評価基準を用いて書類選考を行い、5 者を選定し、2 次審査としてプレゼンテーションを行うものとします。なお、2 次審査では提案者からのプレゼンテーションを実施後、評価項目について再度評価を実施します。また、応募数が 5 者以下の場合は提案者全員にプレゼンテーションを行い選考するものとし、2 次審査は行わないものとします。

9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表 2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3 名以内とします。

イ 説明時間

15 分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を 10 分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（HDMI・VGA ケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「さいたま市子育て支援策検証業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付します。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) 3 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合

別表1 各種様式

様式番号	様式名
様式1	参加意思表明書
様式2	質問書
様式3	企画提案書表紙

別表2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和6年3月22日（金）
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和6年3月22日（金）から令和6年4月10日（水）まで
・交付方法は3ページに記載の「4 資料及びその交付方法」のとおり
参加意思表明書受付期間
令和6年3月22日（金）から令和6年4月10日（水）【必着】まで
・「様式1 参加意思表明書」を用いること
参加資格の確認通知
令和6年4月12日（金）付で通知予定
・郵送により通知
質問受付期間
令和6年3月22日（金）から令和6年4月5日（金）まで
・電子メールでのみ受け付ける。「様式2 質問書」を用いること
・回答は令和6年4月9日（火）までにさいたま市HPに掲載予定
企画提案書等受付期間
令和6年4月15日（月）から令和6年4月19日（金）【必着】まで
・提出書類については、別表1及び別表3を参照
（企画提案書提出者が6者以上の場合）書類審査
令和6年4月24日（水）予定
・プレゼンテーションに参加する企画提案書提出者について、4月25日（木）付で電子メールにて通知予定
プレゼンテーション
令和6年4月26日（金）実施予定
・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知

審査結果通知	
令和6年5月上旬を予定	
・郵送により通知	
契約	
令和6年5月上旬を予定	

注1：本件の詳細については、必ず実施要領本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間（郵送受付を含む）については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

別表3 提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限
1	参加意思表明書（様式1） ・下記①及び②の書類を添付すること ①子ども・子育て分野の計画策定の契約実績を証明する書類又は特定の施策にかかる検証業務の契約実績を証明する書類（契約書の写しなど） ②会社概要が分かる資料（パンフレット等）	1部	令和6年4月10日（水） 午後4時 【必着】
2	企画提案書（表紙は様式3、本文は任意書式） ・企画提案書中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。 ・書類を綴じ込み、別表4の提案項目ごとにインデックスを付すこと。	10部	令和6年4月19日（金） 午後4時 【必着】
3	見積書（任意書式） ・見積もった金額を記載のうえ、消費税等の取扱い（税込・免税）も明記すること。 ・免税事業者の場合、免税事業者届出書を添付すること。 ・内訳を記載すること。（または別紙で作成）	1部	

別表4 企画提案内容及び審査の視点

1 提案項目、審査の視点及び配点

提案項目	審査の視点	配点
1 業務実績		
(1) 類似の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に類似業務（特定の施策の検証等）を実施した実績を有しているか。 ・少子化対策や子育て支援に関する専門知識やノウハウ等の蓄積があるか。 	10
(2) 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を効果的・効率的に実施するための体制が整えられているか。 ・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。 ・本業務に関連する経験や知識・ノウハウを有した従事者を配置しているか。 	10
2 業務内容		
(1) 本業務に対する提案者の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を十分に理解し、要求水準書を満たす提案となっているか。 	10
(2) 本市の子育て支援策の効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・検証方法に具体性や網羅性があり、要求水準書に記載の目的や内容を踏まえ、効果的な提案がなされているか。 	20
(3) 今後の少子化対策及び子育て支援策に関する提言	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務による検証結果を基に、本市の実情に即した提言を導き出すまでの検討プロセスが明確になっているか。 ・提言の取りまとめに向けて、効果的な有識者選任の視点や意見聴取の方法などの提案がなされているか。 	20
(4) 検証結果の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の子育て環境の優位性などを効果的に発信できる手法などの提案がなされているか。 	20
3 業務スケジュール		
(1) 業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を期日までに確実に履行できるスケジュールとなっているか。 	10
4 価格		
(1) 参考見積額 (2) 内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか。 	—
合 計		100

(注) 見積額の取扱い

見積額には評価点を付さないが、次のとおり取扱うので留意すること。

- ① 要求事項にて示す本プロポーザルの予算の上限額を上回る額の見積額を提示した場合、この見積額を提示した者は本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った者の提案書の評価（採点、順位付け等）は行わない。

2 審査方法

提出された企画提案書に対し、「さいたま市子育て支援策検証業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の委員7名が、それぞれ「1 提案項目、審査の視点及び配点」に則り、評価点を算出する。全委員の評価点の合計（以下、「総合評価点」という。）が最も高い提案書を提出した者を最優秀提案者として特定し、優先交渉権者とする。総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、選定委員会において、委員による多数決により、最優秀提案者を特定する。

それでもなお、2者以上あるときには、選定委員会において、委員長が特定したものを、最優秀提案者として特定する。